

2月20日、平成30年度愛媛県政発足記念日知事表彰において、楠 學議員が地方自治功労を受賞されました。同氏は、平成11年から20年の長きにわたり市議会議員としてその重責を果たしてこられ、市民福祉の向上と地域社会の発展を志向し、西条市の市政伸展に大きく貢献されてきました。

その間、議長、副議長、議会運営委員会委員長などの数



楠 學 議員

多くの要職を歴任し、地方自治の振興・発展に献身的に取り組みされており、現在も精力的に活動されています。

請願・陳情とは？

個人・団体にかかわらず、市政に関する要望や意見を市に伝える方法として、どなたでも請願又は陳情を市議会に提出することができます。

- ◆議員の紹介があるものを「請願」、ないものを「陳情」といいます。
 - ◆請願及び陳情は、いつでも受理できますが、定例会開会前に開催される議会運営委員会前日の午後5時までに受理したものはその定例会中に、それ以降に受理したものは、次の定例会で取り扱うこととなります。
 - ◆請願は、委員会に付託し、審査ののち、本会議で議決しています。
 - ◆陳情は、議会運営委員会での取り扱いを協議します。
- なお、市民以外から提出された陳情は、その写しを本会議の議席に配付するのみにとどめ、審議は行わない扱いとしています。

編集後記

光あふれる新緑の季節を迎えるとともに、新しい時代の幕開けですね。

初夏の風に身を任せ、大空を悠々と泳ぐこいのぼりの姿には日本の伝統と美しさが感じられ、晴れやかな気持ちになります。

さて、本号から編集委員会も新しくなりました。これからの時代に求められる市議会となるよう、市議会だよりを通して、皆さんのもとに爽やかな風を吹き込んでいきたいと思えます。



市議会として災害対策を万全に！

3月4日の本会議終了後に、南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練を実施しました。

市議会としましては、大規模災害などの非常時においても、議事・議決機関、住民代表機関として議会機能を維持し、迅速な意思決定と、多様な市民ニーズの反映に努めていかなければなりません。

今後も、行政とともに災害に強く、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。



議員の辞職許可

黒川理恵子議員より、一身上の理由により議員の辞職願が提出され、議長は、地方自治法第126条の規定に基づき、平成31年2月20日付けで辞職を許可し、3月定例会初日に議会に報告がありました。

これにより、現在の議員数は29人となっています。

市議会だより編集委員会

- | | |
|------|------|
| 委員長 | 児玉千春 |
| 副委員長 | 岡重治 |
| 委員 | 越智絹恵 |
| 青野章 | 高橋絹恵 |
| 一色輝 | 楠学 |
| 伊藤新 | 伊藤新 |
| 藤田節 | 藤田節 |
| 伊藤雄 | 伊藤雄 |
| 藤田孝司 | 藤田孝司 |

